

第二種 特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第6期)

(案)

令和4年4月

佐賀県

目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	2
5	第二種特定鳥獣の管理の目標	2
	(1)現状	2
	(2)特定鳥獣管理計画第5期までの評価	6
	(2)管理の目標	7
	(3)目標を達成するための施策の基本的な考え方	8
6	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	8
	(1)捕獲計画	8
	(2)捕獲数管理	10
	(3)捕獲従事者の育成・確保	11
	(4)広域捕獲活動の推進	11
7	第二種特定鳥獣の生息地の管理及び整備に関する事項	11
8	第二種特定鳥獣の被害防止対策に関する事項	11
	(1)侵入防止柵の設置等による被害防除の強化	11
	(2)イノシシの生態等に応じた適切な被害防止対策の習得	11
9	その他第二種特定鳥獣の管理のための必要な事項	11
	(1)捕獲したイノシシの有効活用	12
	(2)効果的な被害防止対策に関する情報の収集及び研究	12
	(3)モニタリング等の調査研究	12
	(4)第二種特定鳥獣管理計画の実施体制	12

1 計画策定の目的及び背景

本県におけるイノシシは、昭和40年代前半まで、多良山系にのみ分布していたが、昭和40年代後半から福岡県の筑紫山地を経て福岡県境から県東部に次第に分布が広がり、第2回自然環境保全調査(昭和53年調査)では、脊振山系での生息が確認された。その後、県西部へと分布が広がり、第4回自然環境保全調査(平成5年調査)では東松浦半島を除く中山間地で生息が確認されるようになった。そして現在では、県内の中山間地のほぼ全域及び離島でもイノシシの生息が確認されている。

イノシシの生息域の拡大とともに農作物等被害が増加し、県内の平坦地を除く県内全域で生息が確認され、中山間地域を中心に農林業経営に深刻な打撃を与えてきた。

このような状況からイノシシによる被害軽減を図るため、平成15年

3月に第1期佐賀県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画を、また、平成19年3月には第2期計画、平成24年3月には第3期計画、平成27年5月には第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第4期)、平成29年4月には第5期計画を策定し、棲み分け対策を始め、ワイヤーメッシュ柵等の防護柵設置や捕獲対策の強化など総合的に被害防止対策を実施してきた。

その結果、県全体では農作物の被害額は減少傾向となっているものの、侵入防止対策等が遅れた地域など被害が増加している集落もあり、また、人家近くにまで出没し人的被害が発生するなど、農作物等被害のみにとどまらず、県民生活にも直接的な影響が生じている。

このため、中山間地域や離島などでは、イノシシによる農作物等被害の実情を踏まえ、引き続き捕獲や被害防止対策等を講じ、イノシシによる農作物等への被害の軽減とイノシシの個体数管理を図ることを目的として、佐賀県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第6期)を策定する。

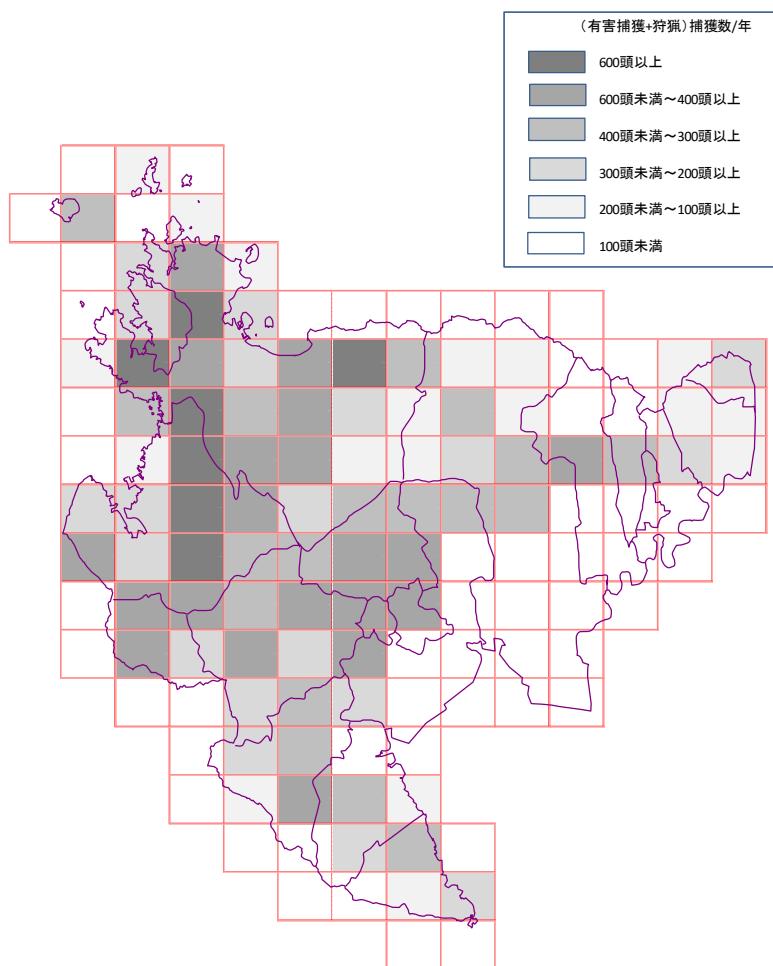
2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

3 計画の期間

令和4年(2022年)4月1日から令和9(2027年)年3月31日まで(5年間)
(第13次鳥獣保護管理事業計画期間内)

佐賀県内のメッシュ毎のイノシシ捕獲数分布図(令和2年度)



4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域を対象とする。

5 第二種特定鳥獣の管理の目標

(1) 現状

生息環境

(ア) 地形

本県は、九州北部に位置し、北は玄界灘、南は有明海に面しており、県南部は河川の沖積作用と、有明海の干満による泥土の供給によって形成された佐賀平野が広がっているが、県北部は大小の山塊が群立し、丘陵状の景観を形成している。

また、県土の7割近くが標高200m未満であり、低標高域が広く存在していることから、傾斜の緩やかな丘陵地で里山を好むイノシシの生息環境に適合している。

(イ) 気候

本県の気候は、県中央部の山地を境として、北部が日本海型気候区、南部が内陸型気候区に大別できる。佐賀県の降水量は、県の北東部から中央部にかけて連なる脊振山系、天山山系、南西部の多良山系、西部の国見山周辺の山間部が多く、これらの地域では年降水量が2500mmを超える一方、北部の玄界灘沿岸、南部の佐賀平野では少なく年降水量は1800mm前後となる。県の年平均気温は16℃前後の地域が広く、全般に温和な気候だといえる。

(ウ) 土地利用状況

佐賀県における土地利用区分別面積の占める割合(平成30年度)は森林が45.4%、農地が21.1%、宅地が7.6%、道路が6.1%、水面・河川・水路が5.1%となっている。また、荒廃農地は平成27年度の4,829haから令和元年度は7,092haとなっており、耕作放棄地の増加が見られる。中山間地域や離島などの耕作放棄地は、イノシシの休息・隠れ場所、採食地、泥浴び場となるなど、絶好の生息地となっており、耕作放棄地の増加は、イノシシの分布拡大や生息数増加の大きな原因と考えられる。

(エ) 土地利用規制等

佐賀県においては計41箇所で約1万7千haの鳥獣保護区が定められており、イノシシの狩猟捕獲は禁止されている。また、計46箇所で約2万7千haの特定獣具使用禁止区域が指定されており、銃器等を使用したイノシシの捕獲が制限されている。

生息動向及び捕獲等の状況

(ア) イノシシの生態

日本に生息するイノシシは、ニホンイノシシとリュウキュウイノシシの2つの亜種に分けられ、県内ではニホンイノシシのみが生息している。

イノシシは雑食性であり、たけのこや新葉・地下茎や根、地上に落ちたドングリなどの植物質、ミミズやカエルなどの動物質を食べるが、大部分は植物質に偏っている。

イノシシは成長が早く、殆どが生後1年半で性成熟を迎える。妊娠期間は約120日で、成

熟したメスは春に4～5頭の子を産む。希に秋子も見られるが、その多くは春に出産に失敗した個体である。

(イ) 分布状況

九州北部におけるイノシシは明治時代以前から大正時代にかけて絶滅した地域が多く、県内では多良山系にのみ分布していた。昭和40年代後半から福岡県筑紫山地を経て福岡県境の県東部から県西部に次第に分布を広げていき、現在は平坦地を除く県内全域で生息が確認されている。

(ウ) 生息数の動向

イノシシの分布域の拡大、捕獲数の増加、被害の発生がみられるものの、有効な調査方法が確立されておらず、生息数の把握は困難である。

(エ) 捕獲状況

捕獲数を表-1に、狩猟における手法別捕獲数を表-2に示した。

表-1 捕獲数の推移

(単位：頭)

年 度	平成 14 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
狩 猟	4,217	4,364	3,656	3,327	2,458	2,533	2,690
(割合)	(40%)	(17%)	(13%)	(15%)	(11%)	(12%)	(9%)
有害鳥獣捕獲	6,458	20,993	24,628	18,873	19,983	18,625	26,015
(割合)	(60%)	(83%)	(87%)	(85%)	(89%)	(88%)	(91%)
計	10,675	25,357	28,284	22,200	22,441	21,158	28,705

(資料：鳥獣関係統計)

イノシシの捕獲数は、昭和62年度には780頭であったものが、年々増加し、平成14年度に初めて10,000頭、平成22年度以降は20,000頭を超えるようになり、令和2年度は28,705頭が捕獲されている。特に、有害鳥獣捕獲による捕獲数は平成22年度以降、急激に増加し、令和2年度は26,015頭が捕獲されている。

表-2 狩猟における獵具別捕獲数の推移

(単位：頭)

年 度	平成 14 年	平成 22 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
わな	3,160	5,513	2,862	2,311	1,737	1,626	1,859
(割合)	(75%)	(75%)	(78%)	(69%)	(71%)	(64%)	(69%)
銃器	1,057	1,876	811	1,016	721	907	831
(割合)	(25%)	(25%)	(22%)	(31%)	(29%)	(36%)	(31%)
計	4,217	7,389	3,673	3,327	2,458	2,533	2,690

(資料：鳥獣関係統計)

獵具別の捕獲数でみると、わな獵では平成14年度の捕獲数が3,160頭（全体の75%）であったものが、狩猟による捕獲数が最も多かった平成22年度には5,513頭（全体の75%）

まで増加したのち、ここ最近の5年間ではおおよそ3千～1千頭（全体の70%前後）で推移している。

また、銃器でも、平成14年度の捕獲数が1,057頭（全体の25%）であったものが、平成22年度には1,876頭（全体の25%）まで増加したのち、ここ5年間は減少傾向にある。

被害の状況及び被害対策の実施状況

(ア)被害状況

イノシシによる農作物等被害は表-3のとおりである。

表-3 農作物等被害の推移

(単位：十円、ha)

年度	平成14年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
被害金額	4,169	1,102	1,051	911	922	966	1,338	(100%)
水 稲	1,513	656	601	601	625	639	957	(72%)
果 樹	1,694	254	246	203	203	226	285	(21%)
野 菜	223	68	66	30	27	30	22	(2%)
その他	739	124	138	77	67	71	74	(5%)
被害面積	873.0	231.1	107.8	99.1	79.4	95.1	118.9	(100%)
水 稲	364.3	115.3	70.6	73.1	63.3	78.7	105.3	(89%)
果 樹	321.7	34.9	10.1	15.0	10.8	10.8	8.9	(7%)
野 菜	45.2	22.4	17.5	3.6	1.7	0.9	1.2	(1%)
その他	141.8	58.5	9.6	7.4	3.6	4.7	3.5	(3%)

(県生産者支援課調べ)

イノシシの分布拡大や生息数の増加の要因と考えられる耕作放棄地が昭和50年代頃から増加するとともに、イノシシの生息地域の拡大に伴い農作物等被害金額も増加し、ピーク時の平成14年度の被害金額は約4億2千万円となった。近年は侵入防止対策や捕獲対策の実施などにより、県全体の被害額は下げ止まりになっているものの、対策が十分でない地域等では依然として被害が発生している。

被害金額の大きい作物を令和2年度でみると、水稻が約9千6百万円(72%)、ミカン・ナシ等の果樹が約2千9百万円(21%)となっており、この2種類で被害総額の約9割を占めている。

また、近年では、住宅地や市街地での出没も見られることから、引き続き総合的なイノシシ対策の実施が必要な状況である

(イ)被害対策の実施状況

これまで県では、イノシシによる農林業被害対策として、県内に設置されている広域駆除対策協議会が実施する侵入防止及び捕獲事業に対し補助を行うなど、被害軽減に努めてきた。

- ・侵入防止対策・・・ワイヤーメッシュ、電気柵設置への補助

- ・捕獲対策・・・有害鳥獣捕獲等に係る委託費、箱わな設置、くくりわな設置、捕獲報償金等への補助

表 - 4 年度別補助事業実施状況の推移 (単位 : 千円)

区分	内 容	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
国庫	捕獲報償金(頭)	19,524	20,163	18,882	17,408	23,638
	電気柵(セット)	248	232	196	139	108
	ワイヤーメッシュ柵(km)	154	115	106	65	52
	わなの導入(基) (箱わな・くくりわな)	268	162	455	341	269
	補助金交付金額(千円)	207,341	214,617	199,640	175,277	177,720
県単	捕獲報償金(頭)	15,229	11,627	13,625	12,343	23,482
	電気柵(セット)	53	43	35	37	47
	ワイヤーメッシュ柵(離島) (km)	5	1	2	1	0.1
	補助金交付額(千円)	49,842	41,458	46,981	45,004	74,620
補助金交付額合計(千円)		257,183	253,240	175,028	194,169	252,340

(国庫 : 鳥獣被害防止総合支援事業、中山間地域所得向上支援対策事業)

(県単 : イノシシ等被害防止対策事業)

このような補助事業の実施や狩猟期間の延長により、イノシシの捕獲数は増加しているものの、いまだ被害金額は高い水準にあり、今後とも有害鳥獣対策協議会と連携し、被害防止対策の更なる強化を図る必要がある。

狩猟者の状況

佐賀県における狩猟者登録や狩猟免許所持の状況は、表 5、表 6、表 7 のとおりである。

表 - 5 狩猟者登録数の推移 (単位 : 人)

年度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
わな(網・わな)	798	785	764	812	829	829	866
うち県内者	780	768	745	790	813	809	844
(割合)	98%	98%	98%	97%	98%	98%	97%
銃器(第 1・2 種)	653	637	606	617	605	576	577
うち県内者	478	462	437	435	431	414	416
(割合)	73%	73%	72%	71%	71%	72%	72%
計	1,451	1,422	1,370	1,429	1,434	1,405	1,443
うち県内者	1,258	1,230	1,182	1,225	1,244	1,223	1,260
(割合)	87%	86%	86%	86%	87%	87%	87%

(資料 : 鳥獣関係統計)

表 - 6 佐賀県内の狩猟免許所持者数の推移

(単位：人)

年度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
わな（網・わな）	1,139	1,102	1,083	1,171	1,163	1,178	1,247
うち登録者	780	768	745	790	813	809	844
（割合）	68%	70%	69%	67%	70%	69%	68%
銃器（第 1 ・ 2 種）	626	545	538	577	536	547	561
うち登録者	478	462	437	435	431	414	416
（割合）	76%	85%	81%	75%	80%	76%	74%
計	1,765	1,647	1,621	1,748	1,699	1,725	1,808
うち登録者	1,258	1,230	1,182	1,225	1,244	1,223	1,260
（割合）	71%	75%	73%	70%	73%	71%	70%

(資料：鳥獣関係統計)

表 - 7 狩猟免許所持者に占める 60 歳以上の割合

(単位：人)

年度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
免許所持者数	1,765	1,647	1,622	1,748	1,699	1,725	1,808
60 歳以上の割合	67.4%	66.8%	67.0%	65.9%	64.7%	64.8%	63.4%

(資料：鳥獣関係統計)

狩猟免許所持者数のうち、銃猟の免許所持者数は減少しているものの、イノシシ捕獲の中心である「わな」の免許所持者数はここ数年 1,000 ~ 1,200 人で推移しており、平成 22 年度以降のイノシシ捕獲数は毎年 2 万頭以上を維持している。

一方、狩猟免許所持者の年齢構成をみると、免許所持者の高齢化が年々進んでいる状況であり、60 歳以上の割合が平成 17 年度は 51% であったのが、その後は年々割合が上昇して、平成 28 年度では 67% まで達し、横ばいの状態が続いていたが、近年は若干低下している。

県内の有害鳥獣捕獲はわなによるイノシシの捕獲が主体であることから、わな獵免許所持者数が横ばいである中では、今すぐ有害鳥獣捕獲に影響を及ぼす状況ではないが、わなによる有害捕獲については、わなの設置からえさやり、見回り、捕獲後の埋設処理、わなの撤去などはわな獵免許所持者が行うこととされており、狩猟免許所持者の高齢化に伴い、だんだんと負担が大きくなっている。

このようなことから、被害を受けている農林業者自らが捕獲する『自衛捕獲』や、「わな獵免許所持者」と、わなの設置、えさやり、見回り、捕獲した個体の処分などの補助を行う「補助者」で構成する『捕獲班』を育成することにより、わな獵免許所持者の負担を減らし、将来に向けた地域の有害鳥獣捕獲の体制を整備していく必要がある。

また、地域で捕獲者を確保できないところが出てきた場合には、各市町に設置されている鳥獣被害対策実施隊や認定鳥獣捕獲等事業者（指定管理鳥獣捕獲等事業の活用）などによる有害鳥獣捕獲の実施を検討する必要がある。

（2）特定鳥獣管理計画の第 5 期までの評価

第 1 期から第 5 期までのイノシシによる農作物被害金額、イノシシの捕獲頭数（有害鳥獣捕獲と

狩猟捕獲)、及び特定計画により設定されたイノシシの獵期を示す。第1期より捕獲の推進とともに、侵入防止や生息環境管理等の対策を継続的に実施した結果、農作物被害金額の軽減につながっていると考えられる。また、第1期以降、捕獲頭数の増加が見られることから、特定計画による狩猟期延長の効果が認められると考えられる。今後とも、現在取り組んでいる対策を着実に実施していくことにより、農作物被害金額等の低減につなげていく。

表 - 8 特定計画の時期ごとのイノシシによる農作物被害金額とイノシシ捕獲頭数の推移
(単位 農作物被害金額：百万円 捕獲頭数：頭)

特定計画	第1期					第2期				
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年次	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
農作物被害金額	417	336	360	300	371	297	305	186	196	157
捕獲頭数	10,675	9,608	14,165	10,854	15,406	11,809	16,291	14,718	26,016	20,894
獵期	11/15～ 2/15	11/15～3/15				11/1～3/31 11/1～11/14、3/16～3/31 の期間は箱わなに限る(銃器は止めさしの使用に限る)				

特定計画	第3期			第4期		第5期				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
農作物被害金額	129	110	117	110	105	91	92	97	134	
捕獲頭数	21,214	22,816	21,797	25,357	28,284	22,200	22,441	20,798	28,705	
獵期	11/1～3/31	11/1～11/14、3/16～3/31 の期間は箱わなに限る(銃器は止めさしの使用に限る)								

(資料：鳥獣関係統計)

(3) 管理の目標

管理地域区分

管理の単位は、地域個体群で行うのが基本であるが、イノシシの場合には県内の分布が連続しており、被害も市街地を除き全県下に及んでいることから、地域個体群の区分は設定せず、全県を一つの管理区分とする。

管理目標

現時点では、生息密度や個体数の推移を正確に把握する方法がないことから、個体数を管理目標にするのではなく、農作物被害金額を8千万円以下に抑えることを管理目標とし、イノシシ個体数の管理を行う。

平成23～令和2年度までの10年間は平均すると年間約2万3千頭のイノシシを捕獲しており、今後も継続して農作物被害金額を減少させていくためには、現在の捕獲圧(年間2万3千頭以上の捕獲)を維持していく必要がある。

(4) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

イノシシの第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため、以下の項目を実施する。

第二種特定鳥獣管理計画に沿った施策の実施

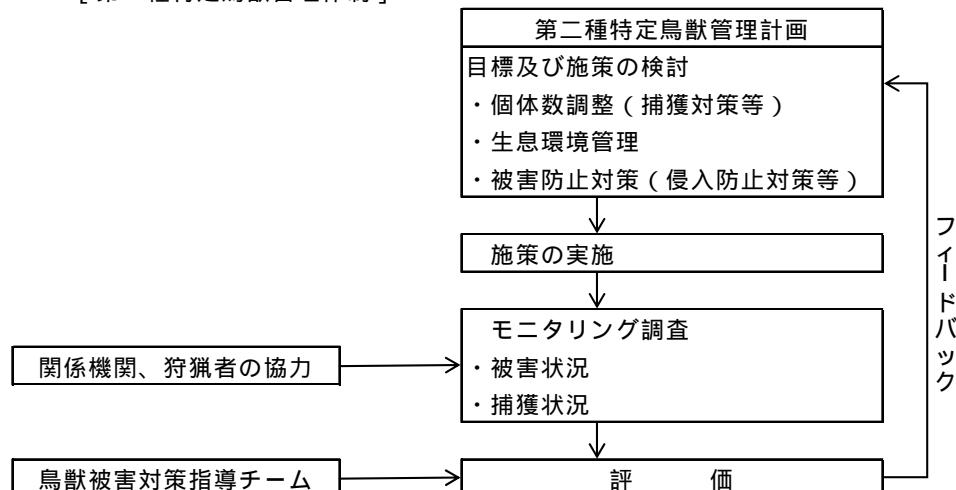
被害状況、捕獲状況などのモニタリングの実施

モニタリング調査結果を関係団体、庁内各課で構成される「鳥獣被害対策指導チーム」において評価

評価結果を第二種特定鳥獣管理計画に反映

捕獲による個体数の調整によって被害低減の効果が見込まれるような地域では、自衛捕獲や捕獲班の育成を進める。その地域内で狩猟者が確保できない地域（離島など）においては、各市町の鳥獣被害実施隊や認定鳥獣捕獲等事業者（指定管理鳥獣捕獲等事業の実施）による捕獲の実施を検討。

[第二種特定鳥獣管理体制]



6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 捕獲計画

狩猟期間等

表 - 9 平成 29 年度の狩猟者登録数の県内外者数

(単位 : 人)

項目	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
狩猟者登録数	3,160	1,429	1,223	4,077	3,663	4,537	4,740
うち県内者数	3,096	1,225	1,115	3,817	3,438	4,471	4,639
うち県外者数	64	204	108	260	225	66	101
県外者の占める割合	2.0%	14.3%	8.8%	6.4%	6.1%	1.5%	2.1%

(資料：鳥獣関係統計)

狩猟者登録数の減少は、全国的な傾向であるが、特に本県の特徴としては県外からの狩猟者登録数が多く、九州各県の中では最も高い比率となっている。

(参考)平成 29 年度の九州各県イノシシ捕獲数

(単位 : 頭)

項目	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
イノシシ捕獲数	24,719	22,200	36,769	32,067	28,354	21,972	18,875
うち狩猟	8,369	3,327	934	7,833	5,186	8,428	7,517
うち有害鳥獣捕獲	16,350	18,873	35,835	24,234	23,168	13,544	11,358
狩猟の占める割合	34%	15%	3%	24%	18%	38%	40%

(資料 : 鳥獣関係統計)

第 6 期においても、管理目標を達成するため、第 5 期に引き続き狩猟期間を延長するなど、イノシシの捕獲対策のための次の施策を実施する。

イノシシの狩猟期間を 1 ヶ月間延長し、11 月 15 日から 3 月 15 日までとする。

ただし、「イノシシを箱わなで捕獲する猶法」及び「当該箱わなに掛かったイノシシを止めさしするための銃器の使用」に限っては、上記期間の前 14 日間、後 16 日間をさらに延長する。(箱わな及び止めさしのための銃器の使用に限り狩猟期間は、11 月 1 日から 3 月 31 日とする。)

イノシシを捕獲する目的で使用するくくりわなに限り、輪の直径が 12 センチメートル以内とする制限を解除する。

数の調整に関する許可基準

(ア) 許可権限の市町への委譲

イノシシによる被害に対し地域の状況に応じた効率的な対応を図る上から、捕獲の許可権限を市町長に委譲し、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」、「佐賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」、及び本計画等に従って適切な事務の遂行がなされるよう助言する。

(イ) 許可対象者

市町、環境大臣の定める法人、被害等を受けた者及び被害等を受けた者から依頼を受けた者

(ウ) 捕獲従事者

第 13 次鳥獣保護管理事業計画の有害鳥獣捕獲についての許可基準に準じる。

ただし、農林業者が自己の事業地の被害を防止するために、箱わなのみにより捕獲等を行う場合は下記の条件を満たしている者とする。

1. 当該捕獲方法について、狩猟免許を有している者。
2. 過去に狩猟関係法令に違反したことのない者。
3. 狩猟者保険等に加入しており、捕獲の実施の際に、事故等により他人に生じた損失についての賠償能力を有する者。

(工) 捕獲区域

被害等の発生状況及び対象となるイノシシの行動圏域をふまえて、必要かつ適切な区域とする。ただし、農林業者が自己の事業地の被害を防止するために、箱わなのみにより捕獲等を行う場合は、被害地及び隣接地（大字の範囲内）の区域とする。

また、鳥獣保護区等の捕獲禁止場所での捕獲申請に対し、捕獲が必要と認められる場合は、捕獲区域に加えることができるものとする。

ただし、鳥獣保護区等の狩猟禁止場所での捕獲は、鳥獣の違法捕獲等地域住民から誤解を招かないように、捕獲の必要性や捕獲の実施方法等について十分に審査するなど適切に対応する。

(オ) 捕獲期間

許可期間は、1年以内とし、イノシシが農作物等に被害を与える時期を考慮して、地域の実情に応じ、安全に配慮した適切な期間とする。

ただし、狩猟期間及び狩猟期間前後15日間の捕獲は、狩猟期間中は一般の狩猟と、またその前後15日間の場合は、狩猟期間の延長と誤認される恐れがあるので、許可を出した者と許可を受けた者は捕獲区域の周辺住民等関係者へ捕獲の実施を周知する等、適切な対応を行うものとする。

(カ) 捕獲許可数

捕獲従事者数及び捕獲頭数は、イノシシの生息状況や被害の程度などを考慮して、被害を防止する決定する。

(キ) 捕獲方法及び獵具

前記の(ウ)の条件を満たした者の捕獲の方法及び獵具は、鳥獣保護管理法第2条6項によるものとし、関係法令等に違反することがないようにする。

ただし、獵具としてくくりわなを使用する場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、締付け防止金具及びよりもどしを装着する。

また、獵具として空気銃を使用する場合は、止めさしに限るものとする。

(ク) 獵具への表示義務等

わなの使用に当たっては、使用する獵具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号その他環境省令で定める事項を表示するなど、関係法令等を遵守する。

(2) 捕獲数管理

狩猟による捕獲数の把握

狩猟者からの報告により狩猟期間中の捕獲実態(捕獲場所、頭数等)を調査する。

個体数調整による捕獲数の把握

市町等の協力を得て、数の調整のための捕獲実態(捕獲場所、頭数等)を調査する。

有害鳥獣捕獲による捕獲数の把握

市町等の協力を得て、特定鳥獣が農作物等に与える被害状況や有害鳥獣捕獲の実態(捕獲場所、頭数等)を調査する。

(3) 捕獲従事者の育成・確保

狩猟免許所持者と、免許がなくてもできるわなの設置補助や見回り等の作業を行う補助者とで構成する「捕獲班」の推進等、被害農家が自らイノシシを捕獲が出来る体制の整備及び育成

狩猟免許試験の休日実施による免許取得機会の拡大

捕獲従事者の技能向上のための講習会の実施

(4) 広域捕獲活動の推進

県内に設置されている「有害鳥獣対策協議会」に対する助成（捕獲報償金など）

佐賀県、福岡県、長崎県の3県で組織する「北部九州三県有害鳥獣広域駆除会議」での、一斉捕獲の実施や被害及び捕獲状況等の情報交換

7 第二種特定鳥獣の生息地の管理及び整備に関する事項

イノシシ管理の最も大きな課題は、農地や住宅周辺の環境管理である。特に被害の激しい中山間地域では耕作放棄地の増加や果樹園の手入れ不足により、イノシシの餌場や隠れ場として好適な環境を提供していることから、各種研修会の開催や農業改良普及センターによるイノシシ等被害対策重点集落の設置により、耕作地の周辺にある耕作放棄地や果樹園の管理・利用方法について啓発を行う。また、鳥獣保護区や休獵区の指定については、被害等の状況に応じて柔軟に対応していく。

8 第二種特定鳥獣の被害防止対策に関する事項

農林作物被害を減少させるためには、捕獲と併せてイノシシを寄せ付けない地域ぐるみでの総合的な取組みが重要であることから、市町等関係機関、農林業関係者、狩猟関係者等と以下の被害防止対策を図ることとする。

(1) 侵入防止柵の設置等による被害防除の強化

・補助（国庫・県単）事業等を活用したワイヤーメッシュ柵や電気柵等の侵入防止柵の設置及び適正な管理

(2) イノシシの生態等に応じた適切な被害防止対策の習得

市町職員や農協職員、獵友会員、農業改良普及指導員などを対象とした、農家等に被害防止対策を指導する鳥獣被害対策指導員の育成

被害農家等を対象とした講習会、座談会の実施

9 その他第二種特定鳥獣の管理のための必要な事項

その他特定鳥獣の管理の推進のため、市町等関係機関、農林業関係者、狩猟関係者等と以下の対策を図ることとする。

(1) 捕獲したイノシシの有効活用

- ・中山間地におけるイノシシの食肉処理加工施設の設置に対する補助
- ・イノシシの解体・食肉処理技術の向上

(2) 効果的な被害防止対策に関する情報の収集及び研究

- 県庁内関係課及び農業団体等で構成する「鳥獣被害対策指導チーム」において被害防止対策等の検討
- 被害防止対策の先進事例の収集等
- 関係機関への成果の公表

(3) モニタリング等の調査研究

モニタリングは第二種特定鳥獣管理計画へフィードバックするための資料を得るものであり、管理に必要な作業である。イノシシの管理については、捕獲頭数及び農作物被害金額等について調査を実施し、データの収集を行うものとする。

(4) ICT 技術の活用

捕獲従事者が不足する場合に対応するため、ICT 技術を活用したイノシシの効率的な捕獲方法や労力負担軽減方法の実証や普及等を図る。

(5) 第二種特定鳥獣管理計画の実施体制

「鳥獣被害対策指導チーム」

第二種特定鳥獣管理計画の進捗状況について検討・評価する。

有害鳥獣対策協議会との連絡調整

第二種特定鳥獣管理計画に基づきより効果的な対策を行うため、有害鳥獣対策協議会の意見や要望を聞きながら対策を進める。

関係県との連絡調整

本県と隣接する福岡県及び長崎県で開催している、「北部九州 3 県有害鳥獣広域駆除会議」において分布状況、被害状況、捕獲数管理に関する情報の交換や連絡調整及び対策の検討を行う。